令和7年度 秋田市立上北手小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

子どもに対し一定の人間関係にある者が、心理的または物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じ行われるものを含む。) であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいいます。

(2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のような共通理解に立つことが重要です。

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学級でも起こりうるものであること
- ・いじめは、人権侵害であり、絶対に許されない行為であること
- ・いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為であること
- ・いじめは、加害も被害も両方経験する場合があること
- いじめは、見ようとしなければ見えないこと
- ・いじめは、いじめられる子どもにも問題があるとの考え方では解決できないこと
- ・いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子 どもの存在など、集団全体に関わる問題であること
- ・いじめは、学校、家庭、地域が一体となって取り組むべき問題であること

本校では、このような理解に立ち、いじめの未然防止・早期発見に努め、いじめの事実が確認された場合には、迅速かつ適切な対応に努めます。また、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、日頃から子どもの人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないようにします。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 自己存在感・自己有用感を実感できる学級経営
 - ・一人一人の子どもが「学級が楽しい、学級が好きだ」と思えることが一番です。そのためには、 教師と子ども、子ども同士の共感的な人間関係づくりが大切です。一人一人が認められ、活躍の 場がある学級づくりに全力をあげて取り組みます。

(2) 確かな学力を育てる授業づくり

- ・学習が分からないストレスや不満が、いじめの引き金になることもあります。子ども一人一人が満足感や達成感を味わうことができるよう、個に応じた指導の充実を図りながら、確かな学力を育てる授業づくりに努めます。
- (3) 人の絆のすばらしさを実感できる体験活動の充実
 - ・ふるさと先生から指導していただくふたみ学習(総合的な学習の時間)や農園活動、全校縦割り活動、かがやきの丘3校(視覚・聴覚・秋田きらり支援学校)との交流活動など、様々な人と関わる体験活動を充実させながら、相手を思いやったり互いに認め合ったりする心を育てていきま

(4) 家庭や地域と連携した道徳教育の充実

- ・道徳科の授業を充実させ、保護者や地域の方に公開するなど、情報提供に努めます。
- ・学級懇談や上北手小学校学校運営協議会などで、子どもの生活状況や家庭でのしつけについて話題にするなど、学校、保護者、地域が担うべき役割について共通理解を図ります。

(5) 子ども主体のいじめ未然防止に向けた活動の推進

・道徳科の時間、学級活動、児童会活動等を通して、子ども自らがいじめ問題について考え、未然 防止の方法を話し合い、実践する活動を推進します。

(6) 特に配慮が必要な子どもへの特性や心情に配慮した適切な支援の充実

・発達障がいや性同一性障がいを含む障がいのある子ども、海外から帰国した子どもなど、特に配慮が必要な子どもに対しては、その特性や子ども及び保護者の心情に配慮した適切な支援を行います。

3 いじめの早期発見のための取組

日頃から子どもとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教職員による 観察や教師同士の情報交換を密にし、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。

(1) 学校生活アンケートの実施

・年2回(6月、11月)の「くらしのアンケート」のほか、必要に応じて、状況を適切に把握するためのアンケートや二者面談などを実施します。アンケートの結果は学級担任だけでなく、管理職を含む複数で確認をし、気になることを見過ごすことなく、いじめの未然防止や早期発見に努めます。また、保護者面談の機会を設け、保護者との情報交換、信頼関係の構築に努めます。

(2) 相談窓口の周知

・学級担任以外に、教頭、養護教諭、生徒指導主事を子どもや保護者の相談窓口としますが、子どもや保護者が話しやすい教職員等誰にでも相談してよいことを周知します。

(3)「みどりの風委員会」(いじめ・不登校対策委員会)での情報共有

・ささいな兆候や子どもからの訴えを学級担任などが抱え込まず、管理職に報告・相談するととも に、「みどりの風委員会」において、その情報を共有します。

4 いじめへの組織的対応

いじめを把握した際は、特定の教職員で問題を抱え込むことなく、支援チームをつくり、 組織的に対応します。対応に当たっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては、毅然とした指導により心からの反省を促します。また、いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者に、指導内容を含め適切に情報を提供しながら協力して解決を図ります。

(1) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方から聞き取り、状況を正確に把握し、事実関係を明らかにします。
- ・いじめを受けた子どもおよび保護者の心情に寄り添い、心のケアを図ります。
- ・いじめた子どもに対する毅然とした指導をとおし、心からの反省を促します。

- (2) スクールカウンセラー、関係機関との連携、調整
 - ・状況に応じてスクールカウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。
 - ・状況に応じて関係機関(警察署、法務局、教育委員会等)と連携を図ります。
 - ・犯罪行為と思われる事案が発生した際には、ためらわずに警察との連携を図ります。

(3) 保護者との連携

- ・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに、対応の経 過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を提供します。
- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活 が送れるようになるまで支援を継続します。

(4) 重大事態への対処

・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対処について協議します。

5 いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員のほか、外部専門家等の参加を得て、いじめの防止等の対策のための組織を設置します。

・管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任により「みどりの風委員会」(いじめ・不登校対策委員会)を組織し、基本方針や年間計画の策定と見直し、情報の共有や対応方針の決定、対応状況の確認及び協議を行います。

6 いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

校報などを通し、学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。また、学校以外の相談窓口や相談機関等の活用について、広くお知らせします。

(1) 学年・学級における説明・協議

・現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ、協議します。

(2) ホームページの活用

・学校の取組を随時更新し、子どもの活動を紹介します。

(3) 相談窓口、相談機関の周知

・学校以外の相談窓口や相談機関などを紹介します。

	絆づくりにつながる主な学校行事等			実態把握のための調査等	委員会・研修会
4月	・入学式				・子どもを語る会
5月	・出会いのつどい			・Q-U調査 (5年)	
	運動会			調査結果の分析と活用	
6月	· 修学旅行(6年)			・第1回くらしのアンケート	・学校運営協議会
	・まんたらめ宿泊研修 (5年)	視覚	\	アンケート結果の分析と活用	
		•	かるよ		
		聴覚・	ふるさと先生		
7月		秋田田	光生と	・保護者面談(全員)	
		[きら	の		
8月		きらり支援学校との	活		・校内研修会
		援	ふた		・みどりの風委員会
		校	(ふたみ学習		
9月	・校外学習(1~4年)	一交流	習		
		1/11	稲		
			•		
10月	・学習発表会(二見まつり)		農園活		・学校運営協議会
			動		
11月	・持久走大会			・第2回くらしのアンケート	
	・中学体験入学 (6年)			アンケート結果の分析と活用	
	・新1年生体験入学				
12月				・保護者面談(希望者)	
					II. I marks &
1月					・校内研修会
					・みどりの風委員会
2月					・学校運営協議会
	BB.U XX				
3月	・門出のつどい			・年度末実態把握	
	・卒業式			次年度に向けての実態確認	

7 年間計画

・毎月の指導部会で、いじめ等の問題も含めて児童の様子についての情報交換を行う。